

VI 手続き・サービス

～楽しんで子育てを～

駒ヶ根市にはさまざまな子育て支援や相談機関があります。
お子さんの健やかな成長と保護者が安心して子育てができるようにサポートします。
心配なことや困っていることがあればご相談ください。





詳細はこちら♪

妊娠・出産に必要な手続き

◆妊娠時に必要な手続き

	申請先	内容
出産育児一時金	加入している健康保険	分娩入院費をサポートする制度で、加入している健康保険から給付されます。出産前に手続きが必要です。詳細はご加入の健康保険に確認ください。
出産手当金	加入している健康保険	産休中の生活を支えるために医療保険から3分の2相当額が支給されます。詳細はご加入の健康保険に確認ください。(国民健康保険加入者は対象外)

◆出産後に必要な手続き

	申請先	内容
出生届	出産日を含め14日以内に住所地または出生地、本籍地の市町村	出生届によって、戸籍に赤ちゃんの名前や性別、住所、両親などが登録されます。
児童手当	駒ヶ根市 市民課	育児にかかる費用を支援する制度です。お子さんの年齢等の条件により支給額が決まります。手当の支給期間は請求をした月の翌月分から、お子さんが18歳に達した最初の3月31日までです。
福祉医療	駒ヶ根市 市民課	医療機関受診時に福祉医療受給者証を提示することでお子さんの治療にかかる費用を支援する制度です。
医療保険の加入	保護者が加入している健康保険	医療費を助成します。保護者が加入している健康保険にて手続きを行ってください。

※ひとり親世帯の方や障がいのあるお子さんは、その他手続きがありますので窓口でご相談ください。

出生届提出の際に必要なもの（詳細は駒ヶ根市ホームページまたは、市民課へご確認ください）

- 出生証明書（出生届） 印鑑 母子健康手帳
- 個人番号（マイナンバー）がわかるもの（個人番号カードまたは通知カード）
- 申請者*の口座番号がわかるもの（通帳やキャッシュカードの等の写し）
- 申請者*の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）

※申請者：赤ちゃんを養育する方（父または母）





詳細はこちら♪

妊娠・出産に関する支援

	対 象	内 容
妊婦健診補助事業	妊婦	妊婦健診の受診費用の一部を補助します。
妊婦歯科健診費用の助成	妊婦	妊婦歯科健診の費用が無料になります。
初回産科受診料の補助	低所得の妊婦	低所得の妊婦さんが妊娠判定検査のため医療機関を受診した費用（初回産科受診料）の一部を補助します。
多胎妊婦健診補助事業	多胎妊婦	多胎妊娠時に規定の妊婦健診（14回分）を超えて受診した妊婦健診の費用の一部を補助します。
遠方医療機関で妊婦健診受診する時の交通費補助	妊婦	妊娠状態により、やむを得ず遠方の産科医療機関等で妊婦健診を受診する時の交通費を一部補助します。
産婦健康診査補助事業	産後2週間 1カ月の産婦	医療機関や助産院（所）での2回分（産後2週間と産後1か月）の健診料を補助します。
育児・母乳相談等事業	0～18か月	県内の産婦人科医院・助産所で、沐浴や授乳方法等の指導、乳房マッサージなどを受けた際にかかる費の一部を補助します。2,000円のチケットを5枚、出産後にお渡しします。利用可能期間は103ページへ。
産後ケア事業の補助	出産から 1年以内の妊婦	出産後のお母さんのところとからだの回復が心配なときや、育児について相談したいときなどに、病院や助産所の助産師からケアや育児相談等を受けることができる事業です。産後ケアを利用した際の費用の一部を補助します。
新生児聴覚検査補助事業	出産後間もない 時期	医療機関や産婦人科医院等で実施する聴覚検査の費用を補助します。（妊娠8か月頃に受検票をお渡しします）
乳児1か月児健診補助事業	1か月児	病院で受診する1か月児健診の費用を補助します。
新生児訪問	新生児	保健師・助産師が訪問し、赤ちゃんの発育発達やお母さんの産後の体のこと等相談にのります。
乳幼児健診 育児相談	満3か月～ 満3歳	お子さんの発達・発育相談、離乳食・栄養相談、歯科検診、内科健診などを行います。
不妊治療に対する 費用の助成	不妊治療を 行っている夫婦	不妊治療費の一部を助成します。
【問合せ先】 子ども課母子保健係 直通Tel 96-7725 代表Tel83-2111(内線713・714)		

県外で健診を受けた方は申請を

県外で妊婦健診・産婦健診・乳児1か月児健診、新生児聴覚検査を受診する場合、お渡ししている受診票は使用できません。そのため、費用を一度自己負担していただく必要があります。後日申請いただくことで、費用の補助があります。

育児・母乳相談チケット利用可能施設

※事前に利用機関への予約が必要です。

	施設	市町村	電話番号
医療機関	伊那中央病院	伊那市小四郎久保	0265-72-3121
	駒ヶ根高原レディースクリニック	駒ヶ根市赤穂	0265-82-1010
	菜の花マタニティクリニック	伊那市日影	0265-76-7087
	鷺見婦人科	伊那市荒井	0265-96-0317
上伊那郡開業助産所	ドゥーラえむあい	伊那市日影	0265-98-9611
	さくらこ助産所	伊那市西町	080-5142-8157
	明生（めい）助産所 みその	伊那市御園	090-4925-3826
	明生（めい）助産所	伊那市富県	090-4925-3826
	あさなみ助産院	伊那市美篁	090-3513-3168
	幸（さち）助産院	駒ヶ根市赤穂	090-3343-6330
	野ノ花助産院	駒ヶ根市東伊那	090-1053-3044
	おひさま助産院	駒ヶ根市赤穂	090-2448-4669
	華（はな）助産院	南箕輪村北殿	090-5799-3729
	母乳相談室あいら	南箕輪村田畑	090-4022-5061
	マルメロ育児支援室	宮田村駒ヶ原	080-9302-9407

上伊那郡以外でも利用できます

上伊那郡以外の長野県内の開業助産所でも利用可能です。

詳細は下記の QR コードからご確認ください。



長野県助産師会 QR コード



子育てに関する相談

◆駒ヶ根市の相談窓口（電話：0265-96-7725（母子保健係直通））

お子さん（0～18歳未満）に関する相談は子ども課が窓口になっています。
子ども課では次のような専門スタッフが相談にのっています。

●子育て全般の相談

保健師：生活面及び子育て全般についての相談
助産師：妊娠・出産・母乳・子育て相談
栄養士：食事や栄養相談 アレルギーや食育についての相談



●専門相談

臨床心理士：お子さんとのコミュニケーション等社会性の発達やお母さんの心の相談
言語聴覚士：主に言葉の発達についての相談
作業療法士：体の動きや手先の動きなど主に運動面の発達についての相談
家庭児童相談員：子どもの養育や家庭環境についての相談
教育相談員：小学校入学前から入学後の教育に関する相談
※入園・入学後は各園・学校を通じて相談できます。引き続き、子ども課でも相談できますので、お気軽にお問い合わせください。

◆虐待を予防しよう！

子育てに悩みはつきものです。子育てをしていれば誰でもいらだちやストレスを感じるものです。「こんなはずじゃなかった・・・」そんな気持ちから虐待しそうになったら一人で悩まず電話相談するなど助けを求めましょう。

○虐待しそうになったら・・・

- ① 子どもから離れて部屋の外（隣の部屋・トイレなど）に出る（子どもの安全を確保してください）
- ② 深呼吸する
- ③ 虐待してしまったら、その手ですぐに電話相談する

相談先

- 駒ヶ根市役所 子ども課 こども相談係 0265-83-2111（代表）
- 児童相談所全国共通ダイヤル 189
- 長野県児童虐待・DV24時間ホットライン 026-219-2413





子育てサービスについて

◆生まれたばかりの赤ちゃんのことをもっと知りたい！ほかのお母さんと話したい！

	対 象	内 容	お問い合わせ先
赤ちゃん成長記録日 助産師相談	1 カ月～	助産師が体重測定や授乳・育児相談にのります。開催日については市報や市のホームページをご確認ください。	子育て支援室 (経塚保育園内) TEL 83-2096

◆子育て中に家事や育児を手伝ってほしい

	対 象	内 容	お問い合わせ先
ハッピーママ サポート	育児や家事について不安や負担があり、利用が必要と認められた家庭	ヘルパーさんが自宅に来て、育児や家事のサポートをしてくれます。 利用料：1時間 300円	子ども課 子育て支援係 TEL 83-2111 (内線 715)

◆保育園に入る前の子どもを遊ばせたい！親子の集まる教室に行きたい！

	対 象	内 容	お問い合わせ先
きつずらんど (駒ヶ根駅前駅前ビルアルパ3階) まあるくなあれ♪ (経塚保育園内)	主に0～3歳の乳幼児、 又は未就園児とその保護者	屋内遊具やおもちゃで子どもが自由に遊ぶことができ、様々なイベントを実施しています。 利用料(登録料)：無料 利用時間：月～金曜日 9:30～16:00 ※きつずらんどは土曜日にも開館	きつずらんど TEL 82-6011 まあるくなあれ♪ TEL 83-2096
子育て支援拠点 ゆりかごあそびの もり(駒ヶ根高原 レディス内)	主に0～3歳の乳幼児、 又は未就園児とその保護者	室内施設で自由に遊ぶことができます。 利用時間：月/火/水/金曜日 9:00～15:00、木曜日 9:00～12:00 利用料：初回登録料 500円(1家族当たり)、月額使用料 300円(1家族当たり) 事前に申し込みが必要です。	子育て支援拠点 ゆりかごあそびの もり(駒ヶ根高原レディス内) TEL 82-1131
園開放 (ウェルカムきつず)	入園前の 親子	開放日に、保育園・幼稚園で園の様子を見ることができます。親子で一緒に遊べるように、汚れてもよい身支度でお出掛けください。	子育て支援室 (経塚保育園内) TEL 83-2096
親子学級や 親子の教室など		公民館にて親子で遊んだり交流したりする教室を行っています。詳細は各公民館へお問い合わせください。	赤穂公民館：83-4060 中沢公民館：83-5125 東伊那公民：82-4664

◆保育園に入る前の子どもを遊ばせたい！親子の集まる教室に行きたい！

	対 象	内 容	お問い合わせ先
子育てサークル	団体により 異なります	自主的に活動している子育てサークル があります。一緒に遊んだり、話したり 保護者同士の交流が出来ます。	子育て支援室 (経塚保育園内) TEL 83-2096

◆子どもを預けたい…

	対 象	内 容	お問い合わせ先
子どもを一時的に預けたい	1カ月 健診終了後～ 3歳まで	子育て支援拠点ゆりかごあそびのもり（駒ヶ根高原レディス内）でお預かりします。 利用時間：月/火/水/金曜日 9:00～15:00 木曜日 9:00～12:00 利用料：1時間 700円 事前に申し込みが必要です。	子育て支援拠点 ゆりかごあそび のもり（駒ヶ根高 原レディス内） TEL 82-1131
	8カ月～	経塚保育園内にある子育て支援室でお預かりします 利用時間：月～金曜日 8:30～17:00 土曜日 8:30～12:00 （土曜日は2週間前までに申し込みを） 利用料：1時間 300円 年度毎に登録を行い、利用前の申し込みが必要です。	子育て支援室 (経塚保育園内) TEL 83-2096
子どもを一時的に預けたい	1歳～	福岡保育園でお預かりします。 利用時間：月～金曜日 8:30～17:00 利用料：1時間 300円 事前に申込み・登録が必要です。	福岡保育園 TEL 83-2057
子どもを定期的に預けたい (子ども誰でも通園制度)	6カ月～3歳 未満の 未就園 児	親の働く状況に関わらず、保育園などに通っていないお子さんを、月10時間まで定期的に預けられる制度です。 経塚保育園内にある子育て支援室でお預かりします。 利用時間：月～金曜日 8:30～17:00 土曜日 8:30～12:00 利用料：1時間 300円 ※利用登録、事前面談が必要です。	子ども課 幼児教育係 TEL 83-2111 (内線718)
保育園に入園させたい	8カ月～	新年度から入園を希望する方は、前年度9月頃に行われる説明会の参加と申し込み手続きが必要です。(年度途中での入園希望者も同様) 詳しい日程は市報やホームページ等でお知らせします。	
出産で上の子を保育園に預けたい	8カ月～	出産前後2カ月間、上のお子さんを保育園でお預かりします。保育園同様申し込みが必要です。毎年9月頃に入園説明会を開催します。	

◆子どもを預けたい…

	対 象	内 容	お問い合わせ先
病気治療中・回復期にある子を園・学校に行けるようになるまで預けたい	1歳～	<p>○すずらん病児保育室（まえやま内科胃腸科クリニック内）</p> <p>利用時間：月～土曜日 8:30～17:30</p> <p>○飯島町のおひさまハウス（のどかクリニック内）</p> <p>利用時間：月～金曜日 8:30～17:30 土曜日 8:30～12:30</p> <p>○中川村の病児保育室とことこ</p> <p>利用時間：月～金曜日 8:00～17:00</p> <p>利用料 1日 1,000円。ただし、保育園・幼稚園に在園している園児は利用料無料。</p> <p>事前に申し込み・登録が必要です。</p>	<p>子ども課 子育て支援係 TEL 83-2111 (内線 715)</p>
保護者の病気などで子どもを数日預けたい（ショートステイ）	0～18歳未満	<p>保護者の方が、病気・出産・看護などにより、家族での養育が一時的に困難となった場合に、子どもを対象とした施設等でお子さんを泊まりで預かります。（原則7日以内・一部自己負担あり）</p> <p>送迎は保護者が行ってください。</p>	
ファミリーサポートセンター	0歳～小学校6年生まで	<p>託児や送迎など、子育てのお手伝いをしてくれるサポーターさんをご紹介します。</p> <p>利用料：1時間 600円～</p> <p>※1時間当たり 300円を市が負担します。</p>	

長野県小児救急相談について

子どもの夜間のケガや急病等の際、親が対処に戸惑う時や、医療機関を受診すべきかどうか判断が難しい時に、応急対処の方法や受診の要否等について助言を行います。

1 相談内容

小児の病気やけがなどの救急医療に関する相談

2 相談対応者

小児科医の支援体制のもと、看護師や保健師等が相談に応じます。

3 相談日時

平日 19時～翌朝8時まで
土日祝日及び年末年始 8時～翌朝8時まで（24時間）
※年末年始は12月29日～1月3日まで

4 利用方法

局番なしの「#8000」まで、お電話ください。
※短縮ダイヤル「#8000」は、プッシュ回線及び携帯電話からご利用できます。
アナログ回線・IP電話の場合は、「026-235-1818」へおかけください。

5 相談内容の流れ

内容に応じて、どのような対処をすればよいかアドバイスをもらえます。



直ぐに医療機関に行くようにすすめる。または、直ぐに救急車を呼ぶようにすすめる。

心配ないと思うが、何かあれば医療機関に行くようにすすめる。

緊急に対応する必要があると思うので、昼間、かかりつけ医に行くようすすめる。

※留意事項

- ・ 電話でお聴きした内容に基づいた助言であるため、いわゆる「診断」とは異なります。
- ・ 電話が混み合っつながりにくい場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 電話がつながったら、慌てずゆっくりと、子どもの症状、年齢などをお話ください。